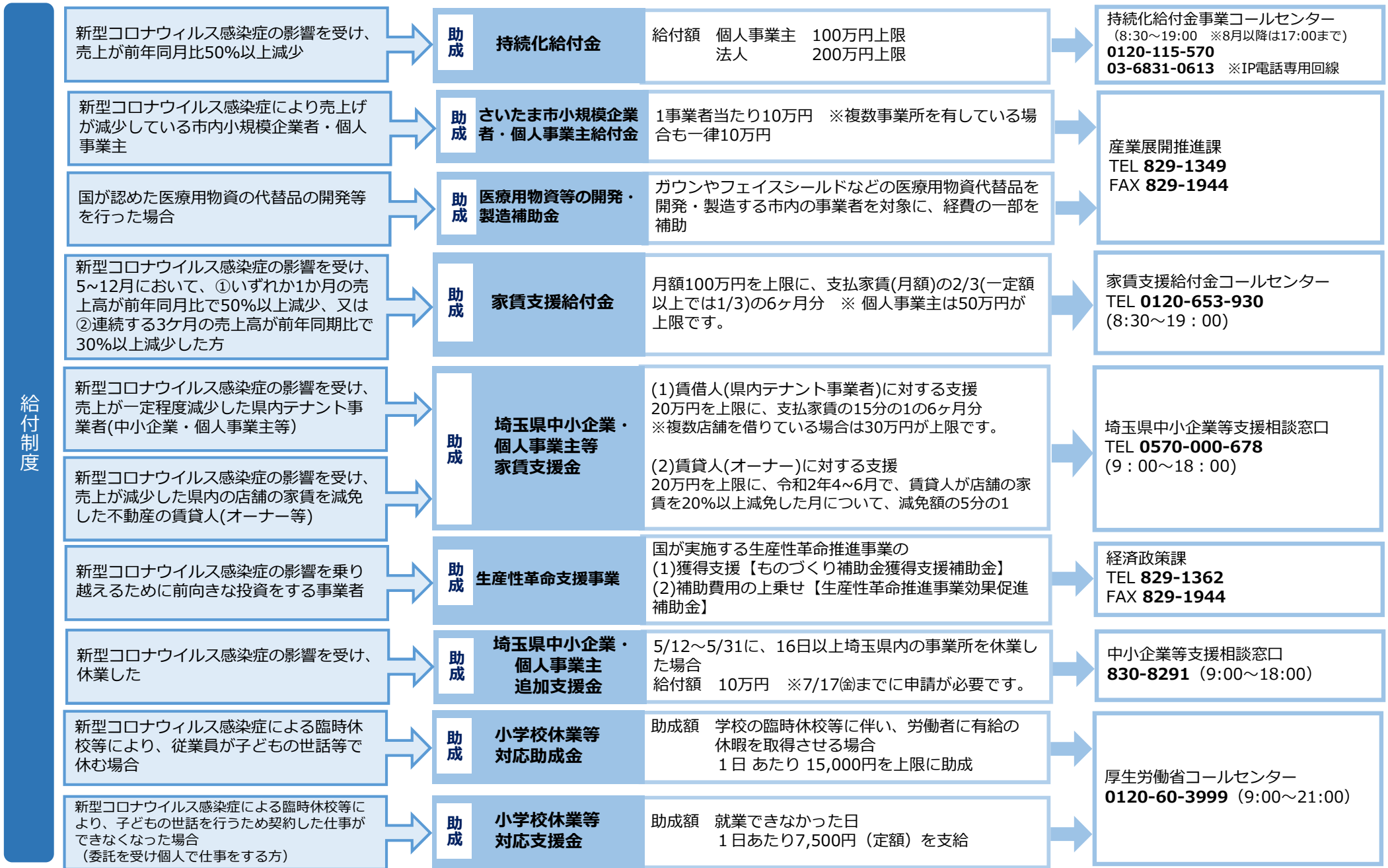


8月13日時点

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策



給付制度

従業員に休んでもらう場合	助成	雇用調整助成金	休業手当等への一部助成	厚生労働省コールセンター 0120-60-3999 (9:00~21:00) ハローワーク浦和 832-2461 ハローワーク大宮 667-8609
介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を労働者に周知し、当該休暇を合計5日以上取得させた中小企業事業主	助成	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)「新型コロナウイルス感染症対応特例」	労働者1人あたり取得した休暇日数が 計5日~9日 20万円 計10日以上 35万円 ※1企業あたり5人分まで支給	埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210
休暇が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該制度を労働者に周知し、当該休暇を合計5日以上取得させた事業主	助成	母性健康管理措置による休暇支援助成金	5月7日~令和3年1月31日に、対象労働者1人あたり取得した休暇日数が 計5日~19日 25万円(以降20日ごとに15万円加算) ※100万円が上限で、1事業所あたり20人分まで支給	埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210
小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した	助成	さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金	雇用調整助成金の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要する経費を対象に、5万円を上限に補助	労働政策課 TEL 829-1370 FAX 829-1944
飲食店等で、デリバリー代行業者を利用している(登録申請済である)、または新たにテイクアウト、デリバリーを行う	助成	飲食デリバリー代行業者利用支援事業/テイクアウト・デリバリー新規参入補助事業	飲食デリバリー代行業者利用支援事業 対象経費の2分の1以内の額で、上限は10万円 テイクアウト・デリバリー新規参入補助事業 対象経費の4分の3以内の額で、上限は5万円	商業振興課 TEL 829-1364 FAX 829-1944
テレワークプランを提供する市内宿泊施設	助成	テレワーク推進協力金	1施設当たり20万円	観光国際課 TEL 829-1365 FAX 829-1944

融資制度

融資を受けたい	融資	新型コロナウイルス感染症対応資金	売上高が15%以上減少(5%以上でも対象となる場合あり)した中小企業を対象とした、無利子・無保証料で4,000万円を限度額とする融資	【融資の申込み】 各金融機関 【認定の受付】 さいたま市産業創造財団 TEL 851-6391 FAX 851-6392 ※原則として、融資申込み先の金融機関が代理申請を行います。 【制度の問合せ】 埼玉県 金融課 830-3801
	融資	セーフティネット保証4・5号	一般保証とは別の保証枠を確保する資金繰り支援 4号は売上高が20%以上減少、5号は売上高が5%以上減少が条件	
	融資	危機関連保証	一般保証とは別の保証枠を確保する資金繰り支援 売上高の15%以上減少が条件	
	融資	さいたま市緊急特別資金融資制度	新型コロナウイルスによる影響(見込み可)を受けた事業者を対象にした利率年0.8%、3,000万円を上限とする融資	
				さいたま市産業創造財団 TEL 851-6391 FAX 851-6392

